

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会ホームページリンク掲載基準

1. 趣旨

この基準は、福岡市社会福祉協議会（以下「本会」という）ホームページへのリンクおよび本会ホームページ内へのリンク掲載について必要な事項を定めるものとする。

2. リンク掲載対象

- (1) 福岡市各区社会福祉協議会
- (2) 各都道府県・指定都市社会福祉協議会
- (3) 全国社会福祉協議会
- (4) 福岡市の行政機関・関係機関、関連団体
- (5) 福岡市内のボランティア団体、市民活動団体、各種相談機関
- (6) その他本会が必要と認めた団体

3. リンク要件

本会ホームページへのリンク及び本会ホームページ内リンクページへの掲載については、下記の要件を満たすものであること。

掲載後であっても、内容の変更等により、下記要件を欠くこととなった場合には、リンクの掲載を取り消すものとする。

- (1) コンテンツの内容が公序良俗に反しないこと
(性的表現、暴力的な表現などを含まないもの)。
- (2) 表示方法、販売方法等が法令等にふれないこと。
- (3) 他者を誹謗、中傷する内容でないこと。
- (4) 偏見、差別及びそれらに類似する表現がないこと。
- (5) 著作権、その他権利を侵害しないこと。
- (6) 宗教活動に関しないこと。
- (7) 政治上の主義の推進等の活動や選挙運動あるいはこれに類似する活動に関しないこと。
- (8) 誇大または虚偽のおそれがなく、掲載者が内容について責任の負えるもの。
- (9) 利用者に対し、誤解・迷惑をかけないこと。
- (10) 掲載内容が本会ホームページを補完し、相乗効果をあたえるものであること。
- (11) その他不適當でないこと。

4. リンク申込み

本会ホームページ内リンクページへの掲載を希望する団体は、「福岡市社会福祉協議会リンク掲載申込書」により、下記事項を記入のうえ、申し込むこと。

- (1) 団体名称および代表者名
- (2) 住所
- (3) 電話番号、FAX 番号
- (4) メールアドレス
- (5) URL
- (6) ホームページの内容

5. リンクの決定

リンク設定の申し込みを受けた後、総務課において当該リンク先ページの確認を行い、上記「3. リンク要件」により審査する。審査の結果は、総務課より申込者へ電子メールまたは文書で通知する。なお、審査の過程に関する問い合わせには応じない。

6. リンクの解除

下記の項目に該当する場合、リンク設定を解除することがある。

- (1) 申込者から解除の申し出があったとき
- (2) 申込時に報告されている URL が接続不能となったとき
- (3) 上記「3. リンク要件」に反する内容が掲載ページに認められたとき

7. 本会ホームページへのリンクについて

本会ホームページへのリンクについては、原則としてリンクフリーとする。

ただし、「3. リンク要件」を欠くなど、本会が不相当であると判断した場合は、リンクの解除を求めるものとする。

8. 免責事項

本会ホームページとのリンクおよび本会ホームページ内リンクページへの掲載によって発生したいかなる不利益に対して本会は一切の責任を負わないものとする。

附則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

ただし、すでに本会ホームページ内リンクページに掲載している団体については、「4. リンク申込み」及び「5. リンクの決定」に定める手続きを必要としないものとする。